



2022年5月19日

各 位

会社名 日本ガイシ株式会社  
(登記社名 日本碍子株式会社)  
代表者名 代表取締役社長 小林 茂  
(コード番号 5333 東証プライム・名証プレミア)  
問合せ先責任者 財務部長 津久井 英明  
(TEL 052-872-7230)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年4月28日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本日、本制度に関する議案を同年6月27日開催予定の第156期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本制度の導入目的等

###### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象に、株価への感度をより引き上げること、株価変動によるメリットとリスクの株主の皆様との一層の共有、中長期的な企業価値向上への意欲を高めることを目的とした制度です。

###### (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを実施の条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第141期定時株主総会および2017年6月29日開催の第151期定時株主総会において、年額8億円以内（うち社外取締役6,000万円以内）とご承認をいただいております。また、第141期定時株主総会および2021年6月28日開催の第155期定時株主総会において、上記取締役の報酬等の額とは別枠で、当社の対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションに係る報酬等の額を年額2億円以内としてご承認いただいております。本株主総会では、現行の株式報酬型ストックオプション制度に代えて本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記取締役の報酬等の額とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

本制度につきご承認をいただいた場合、すでに付与済みのものを除き、上記株式報酬型ストックオプション制度を廃止することとし、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

なお、本制度の導入に当たり、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会決議により株主総会に付議することを決定しております。

##### 2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額2億円以内とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、本株主総会における決議の日以降の日を効

力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会への諮問を経て取締役会において決定いたします。

対象取締役は、本制度に従い当社の取締役会決議に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

（ご参考）

当社は、第156期定時株主総会終結の時以降、当社の取締役を兼務しない執行役員（一時的でない海外居住者である執行役員を除く。）に対しても、現行の株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、これに代えて上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以 上